

新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時の 課外活動団体責任者対応マニュアル Ver6.0

【目次】

- I. 部員が感染者になったとき……………P.2-P.3
II. 部員が濃厚接触者となったとき……………P.3

あらかじめ、行うこと

1. 感染対策責任者の設置

「ウイズコロナ時代」に課外活動を行うにあたり、感染防止を徹底するため各団体内で「感染対策責任者（以下、「責任者」という。）」を設置すること。責任者は以下の役割を担うこと。

※責任者は原則として部長や顧問、監督等の指導者が担うことが望ましいが、学生でも可とする。ただし、新型コロナウイルスに感染したことや濃厚接触者になったこと等の情報は個人情報にあたるため、取り扱いに十分に注意し、部内外で不用意に情報を漏らすことがないようにすること。

- (1) 課外活動における感染対策を統括し、部全体で感染防止を徹底するよう指導する。
- (2) 本マニュアルに基づき、新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時に、団体内の情報を集約し速やかに対応する。
- (3) 部内全体の連絡系統を構築し、有事には速やかに部員に情報を共有する。

2. 本マニュアルの周知徹底

本マニュアルの記載内容を十分に確認し、団体内で新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時の対応を全員が理解しておくこと。また、感染者・濃厚接触者本人がやることも全員が理解しておくこと。

感染者本人がやること ⇒ P.2 ページ参照

濃厚接触者本人がやること ⇒ P.3 ページ参照

※責任者のみが知っているのではなく、責任者が感染者となった場合でも、その代理が対応できるようにすること。

【注意事項】

感染拡大を招いた原因が団体の過失であると判断された場合や各種ガイドラインの遵守事項に違反したと判断された場合、活動停止等の処分を科します。

各種連絡先

1. 各キャンパス学生課

横浜 キャンパス ☎ 045-481-5661 ✉ kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp

みなとみらいキャンパス ☎ 045-664-3710 ✉ kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp

2. 保健管理センター

✉ kenko-hoken@kanagawa-u.ac.jp

I. 部員が感染者となったとき

(参考) 感染者本人の対応フロー

1. まず、行うこと

- (1) 感染者本人は、責任者に対し自身が新型コロナに感染したことを報告する。
また、感染者本人の大学内への入構及び学内関係者との接触は禁止とする。
- (2) 連絡を受けた責任者は、対面での課外活動を全面停止とし、部員全体に対し学内関係者との接触を避けるよう指示する。
※感染者本人・濃厚接触者以外は大学内への入構及び学内関係者との接触は可能であるが、体調管理に努め、わずかも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診ないし PCR 検査などを受けるよう指示する（2. (4) 参照）。
- (3) 感染者本人は、[コロナ特設サイト](#)より「学生・感染者用報告フォーム」に必要事項を回答する。
- (4) 責任者は、団体内で新型コロナ感染者が発生したこと・対面での課外活動を停止したことを所属キャンパス学生課に報告する（※報告先は P.1「各種連絡先」を参照）。

2. 濃厚接触者の特定・体調管理

- (1) 感染者本人は、自身の行動履歴を振り返り、濃厚接触者を特定する。

濃厚接触者とは、患者の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次のいずれかに該当する方が該当となります。

- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

※濃厚接触者の特定に迷う部分があれば保健管理センターに相談すること。

- (2) 感染者本人は、濃厚接触者に対し、[コロナ特設サイト](#)より「学生・濃厚接触者用報告フォーム」に回答するよう連絡する。
また、濃厚接触者に対し、大学内への入構及び学内関係者との接触が禁止となること、わずかも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診ないし PCR 検査などを受けるよう連絡する。
※感染者本人に症状があり、濃厚接触者への連絡が難しい場合は、責任者が行うこと。
- (3) 感染者本人は、濃厚接触者の特定結果を責任者に報告する。報告を受けた責任者は、所属キャンパス学生課に特定結果を報告する。
- (4) 責任者は部員全体に対し、体調管理（朝・夕の検温、体調チェック）を指示する。また、感染者・濃厚接触者以外で、わずかも体調不良（喉の違和感、微熱など）がある場合、責任者に報告のうえ速やかに受診ないし PCR 検査などを受けるよう指示する。

3. 活動再開の判断

最後に対面で活動した日の翌日から5日間の間で、部内で新たに体調不良者が発生していない場合、責任者は所属キャンパス学生課に報告のうえ、対面による活動再開を可とする。

※濃厚接触者（上記参照）が団体内で存在しない場合は、5日間が経過していても、感染者本人以外の活動再開を可とする。また、感染者本人の最終活動日が発症（無症状の場合は検査）の3日以上前であり、他の部員との接触がないことが明らかである場合についても、感染者本人以外の活動再開を可とする。

※活動再開の判断に迷う部分があれば、所属キャンパス学生課に相談してください。

4. (参考) 感染者本人の活動再開の判断

感染者本人の活動再開時期については、[こちら](#)より判断ください。

Ⅱ. 部員が濃厚接触者となったとき

(参考) [濃厚接触者本人の対応フロー](#)

※保健所等から濃厚接触者に指定されなくても、自身で濃厚接触者の可能性が疑われる場合も本手順に従って対応すること

1. 行うこと

(1) 濃厚接触者本人は、責任者に対し自身が濃厚接触者となったことを報告する。

また、濃厚接触者本人の大学内への入構及び学内関係者との接触は禁止とし、わずかでも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診ないし PCR 検査などを受けるよう指示する。

※濃厚接触者以外は大学内への入構及び学内関係者との接触は可能であるが、体調管理に努め、わずかでも症状がある場合は、責任者に報告し、速やかに受診ないし PCR 検査などを受けるよう指示する。

濃厚接触者とは、患者の感染可能期間において、当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次のいずれかに該当する方が該当となります。

- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

(2) 濃厚接触者本人は、[コロナ特設サイト](#)より「[学生・濃厚接触者用報告フォーム](#)」に必要事項を回答する。

2. 活動制限について

部内で濃厚接触者が発生したとしても、濃厚接触者本人以外の部の活動には影響（制限）しない。ただし、より一層の体調管理に努め、わずかでも症状がある場合は、責任者に報告のうえ速やかに受診ないし PCR 検査などを受けること。

3. (参考) 濃厚接触者本人の活動再開の判断

濃厚接触者本人の活動再開時期については、[こちら](#)より判断ください。